

平成 30 年 9 月
全国中小企業団体中央会

公益通報者保護法の改正議論に関する意見

1 総論

- 公益通報者保護の趣旨には賛同する。また、同制度の実効性等を向上する取組みについても必要と考える。
- 一方、今回の専門調査会中間整理において議論されている項目のうち、中小・小規模事業者（以下「中小企業等」）が対応することが困難もしくは実効性を欠く懸念があると考えられるものについて、意見を述べる。

2 意見

2.1 通報体制の整備 - 事業者 (P. 12-7-(1))

- 内部通報制度が徐々に周知されてきており、「法的義務ではないから内部通報制度の導入割合が増加していない」とみることは可能であると思われる。
- しかしながら、中小企業等において、事業者側に内部通報体制整備の法的義務を課すことは、以下の点から適当でないと考える。
 - ① 人的・資源的要因から対応が困難。
 - ② 通報に関する秘密保持に対する疑念を払拭する体制を構築することが困難。
 - ③ 全ての中小企業等の役員等に対して、法令等の十分な理解と適切な行動を求めることは現実的でない。
 - ④ 立法事実の存在に疑問がある。
- 中小企業等の事業者が能動的に公益通報制度を活用する体制を整備するためには、体制整備（導入）を推進するインセンティブを付与することが有効と考える。
cf. 官公需受注の際の加算ポイント付与、工事請負の経営審査加点、認証制度の活用等
- 業界団体や組合に通報窓口を設置することについては、中間整理 P. 12～13 に記載されている意見の通り、機能的・人的限界があるため適当でないと考える。

2.2 通報体制の整備 - 行政機関 (P. 14-7-(2))

- 通報体制の整備においては、中小企業等に遍く法的義務を課すのではなく、行政機関への通報（2号通報）体制を充実させることが現実的かつ効率的であると考えられる。

- 市区町村の通報・相談窓口の設置率が低い水準にとどまっている要因についても調査・分析する必要があると考える。

2.3 外部通報の保護要件 (P.10-5-(2))

- 3号通報の保護要件緩和については、中小企業等の経営に与える影響が大きく、風評被害等については取り返しのつかない事態となる可能性もあることから、特に慎重な議論が必要と考える。
- 真実相当性の要件を維持すべきであり、特定事由の要件緩和についても、変更を行う場合は、不適切な通報が発生することが無いよう、慎重な対応を図ることが必要である。

3 その他

- 内部通報体制整備を始めとした各種法令・施策等の見直しにおいては、中小企業者等に過度な負担を強いることによって生産性向上等の活力を阻害しないよう、慎重な審議をお願いしたい。

以上